

令和2年第2回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和2年6月1日（月）午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、大沢 耕
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、畠山 範之、田村 慎一
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
議案第3号 選挙人名簿に登録することについて
議案第4号 選挙人名簿から抹消することについて
報告第5号 登録の移替えをした者について
報告第6号 選挙権を有する者の50分の1の数について
報告第7号 選挙権を有する者の3分の1の数について

午前8時54分

石井書記長 それでは第2回三種町選挙管理委員会を開会いたします。開会にあたりまして、嶋田委員長よりご挨拶をいただきまして、引き続き進行の方もよろしくお願いいたします。

嶋田委員長 改めておはようございます。

農作業もだいたい一段落した時期でありますけど、相変わらず新型コロナウイルス関連でありまして、だいぶ緩んできたように思いますが、福岡のようなこともありますので、まだまだ油断できないのかなということで、皆さんにおかれましても、私も含めて気を付けていきたいと思っております。

今年は選挙のない年でありますので、そういう面では今年は負担が少ないのかなということではありますが、今日は定時登録ということで、どうかよろしくお願いいたします。

嶋田委員長 そうすれば、委員会を始めたいと思いますけれども、本日の会議録の署名委員ということで、加賀谷委員と大沢委員にお願い致します。

それでは、案件の議案第3号「選挙人名簿に登録することについて」。内容について、事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。それでは議案第3号「選挙人名簿に登録することについ

て」。

公職選挙法第22条第1項の規定により、令和2年6月1日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

説明致します。

まず、「1」の新有権者登録については、令和2年6月1日までに満18歳に達する方で、生年月日では平成14年3月3日から平成14年6月2日までの方が対象となります。人数は、男12人、女12人、計24人となります。

次に、「2」の転入登録については、令和2年3月1日以前より引き続き三種町に居住され3ヶ月を経過された方が対象となります。転入日では、令和元年12月2日から令和2年3月1日までに転入した方で、人数は、男13人、女20人、計33人。

よって、本日の登録者総数は、男25人、女32人、合計57人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、1頁に、転入登録につきましては、2頁に記載しております。

議案第3号の説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 そうすれば、何も無いようでございますので、議案第3号を原案どおり決定することと致します。

嶋田委員長 次に、議案第4号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明の方をお願いします。

畠山書記 はい。議案第4号「選挙人名簿から抹消することについて」。
公職選挙法第28条の規定により、令和2年6月1日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。
説明致します。

まず、「1」の死亡抹消者につきましては、死亡の届出が令和2年3月1日から令和2年5月31日までの方が対象で、男

37人、女36人、計73人となります。

次に、「2」の転出抹消者につきましては、今回は、令和2年1月31日以前に三種町から転出され4カ月経過された方が対象となります。転出日の範囲は、令和元年11月1日から令和2年1月31日までとなります。人数は、男23人、女31人、計54人となります。

よって、本日の抹消者総数は、男60人、女67人、合計127人となっております。

対象につきまして、死亡抹消は別冊名簿の3頁～4頁、転出抹消は5頁～6頁に記載しております。死亡抹消名簿でNo.51、55、73の方ですが、届出の関係で今回の抹消となります。また、No.49の方ですが、5月29日の届出でしたが、異動日が平成31年3月28日でしたので、今回の抹消となります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

嶋田委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

田村委員 昨日新聞の死亡欄に載った方は。

畠山書記 9月定時登録で抹消の予定です。

田村委員 わかりました。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。それでは確認終わりました、ないようでございますので、議案第4号を原案どおり決定することと致します。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第4号を原案どおり決定致します。

続きまして、報告第5号「登録の移替えをした者について」。説明をお願いします。

畠山書記 はい。報告第5号「登録の移替えをした者について」。

令和2年6月1日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和2年3月1日から令和2年5月31日までの町内転居によ

り投票区の移替えをした者は男 15 人、女 14 人、合計 29 人となります。

別冊名簿の 7 頁～9 頁に対象者を掲載しております。No. 20、21 の方ですが、同一人物であります、2 度転居されていることを確認しております。また、No. 29 の方ですが、転居後の死亡により、抹消となっております。

説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。ないようですので、報告第 5 号を原案どおり承認することと致します。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 続きまして、報告第 6 号と報告第 7 号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

報告第 6 号「選挙権を有する者の 50 分の 1 の数について」、報告第 7 号「選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について」、説明の方お願い致します。

畠山書記 はい。報告第 6 号「選挙権を有する者の 50 分の 1 の数について」。

地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は 291 である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数の算定については 4 頁に選挙人名簿登録者数の増減表を載せておりますのでそちらをご覧ください。

今回 6 月定時登録の抹消者数が 127 人、登録者数が 57 人、差し引きしました今回の名簿登録者数が男 6,741 人、女 7,809 人、合計で 14,550 人となり、3 月定時登録から 70 人の減となっております。この 14,550 人の 50 分の 1 の数が 291 となります。

続きまして、報告第7号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,850である。

これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数の3分の1ですので4,850となります。

以上で、報告第6号と第7号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。報告第6号、7号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第6号、第7号を原案どおり決定致します。

えっと一応、本日の提出の案件については終わったんですけれども。

畠山書記 委員長、報告で1件追加提案してよろしいでしょうか。

嶋田委員長 はい。

(資料配布)

嶋田委員長 はい、えっと報告第8号ということで、選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表ということで上程されました。事務局より説明をお願いします。

畠山書記 追加報告がありますので、よろしいでしょうか。

報告第8号選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和元年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法第28条の4第7項の規定により別紙のとおり公表するので、報告する。

説明致します。選挙人名簿は常に選挙人の目に触れさせることで正確さを期せるよう、その抄本を閲覧できるように公職選挙法で定められており、その閲覧状況を少なくとも年1回公表しなければならないことになっております。別紙をご覧ください。

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの閲覧状況を公表するものであります。公表の方法は、町のホームページにて公表いたします。以上報告させていただきます。

嶋田委員長 はい。今事務局から報告がありましたように、閲覧状況の公表についてです。これについては、承認でよろしいでしょうか。

(各委員「はい」。の声あり)

嶋田委員長 はい、そうすれば本日の議案審議は以上です。
次に、その他として事務局からお願いします。

畠山書記 はい。今後の日程についてご説明いたします。

(以下、資料に基づき説明)

(その後、意見交換)

嶋田委員長 それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。
す。どうもありがとうございました。

午前 9 時 3 1 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____